

令和6年度 可燃ごみおよび資源物排出状況調査を実施しました

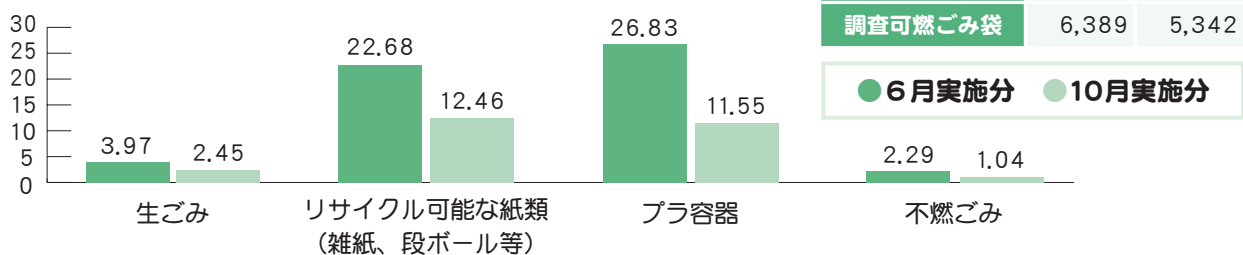
令和6年6月、10月に可燃ごみと資源物の分別状況について、町環境委員に調査を依頼しました。その調査結果をまとめたところ、下記のような結果となりました。

可燃ごみはプラ容器と雑紙の混入が多く見られ、資源物はペットボトルのキャップ・ラベルとびんの蓋がついたまま排出されているものが多いとの結果になりました。ごみは分別して出せば資源になります。限りある資源を有効活用できるようにごみの減量・再利用促進のためにも正しい分別にご協力くださいますようお願いいたします。

令和7年4月1日からもやしかないごみ指定袋制度が完全実施され、もやしかないごみ(可燃ごみ)は指定袋で出さないと回収されません。まだ、袋をお持ちでない方は4月1日までにご用意ください。

可燃ごみ

●可燃ごみに混入した他の分別区分の割合(%)



	R6.6	R6.10
延べ調査箇所数	181	133
調査可燃ごみ袋	6,389	5,342

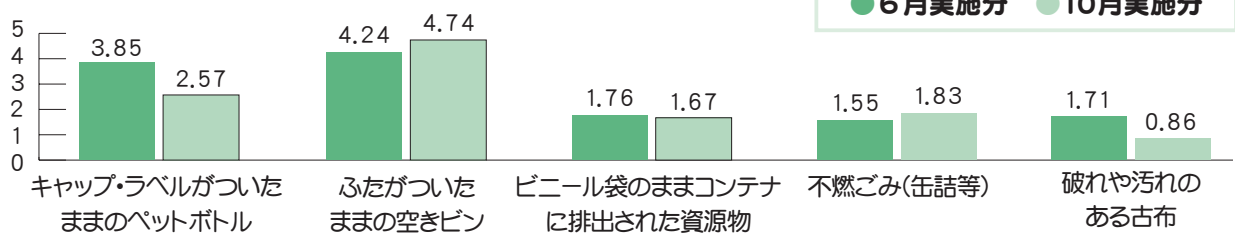
● 6月実施分 ● 10月実施分

●グラフ以外の主な状況および意見

- ・ 時間外にごみ出しがされている。
- ・ 缶、ペットボトルが混入している。
- ・ 剪定枝が混入している。

資源物

●資源物におけるルール違反の割合(%)



	R6.6	R6.10
延べ調査箇所数	112	105

● 6月実施分 ● 10月実施分

●グラフ以外の主な状況および意見

- ・ 中身をすすいでいないびん、缶、ペットボトルが排出されている。
- ・ 飲料用以外のびん、缶(猫缶、調味料用びん等)が排出されている。
- ・ 段ボールがひもで縛られていない、畳まれている。

可燃ごみに混入している生ごみ・リサイクル可能な紙類・プラ容器・不燃ごみは、それぞれ分別して排出してください。

資源物のうちキャップやラベルのついたままのペットボトルは、キャップやラベルを取り外してプラ容器で排出し、取り外したペットボトルは青色のコンテナへ入れてください。

ふたがついたままの飲料用のびんは、ふたを外してオレンジ色のコンテナへ入れてください。飲料用びん・飲料用缶、飲料用または調味料用ペットボトルをコンテナに入れる場合は、袋から出して入れてください。コンテナに入らない場合は、袋に入れた状態で脇においてください。

スプレー缶(使い切ってから穴を開けてスプレー缶類を袋に入れる)や缶詰の缶は不燃ごみとして、再使用できないぐらい破れたり汚れのある古布は可燃ごみとして排出してください。